

建設工事における最低制限価格の見直しについて

平成29年4月1日以降に指名通知又は公告を行う建設工事に係る入札から最低制限価格の算入率を、次のとおり見直しました。

<見直しの内容>

○最低制限価格の改正

改正前(～H29.3.31)	
①直接工事費	<u>95%</u>
②共通仮設費	90%
③現場管理費	90%
④一般管理費等	55%
合計額＝最低制限価格	
※合計額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10の額を、9/10を超える場合は9/10を最低制限価格とする。	



改正後(H29.4.1～)	
①直接工事費	<u>97%</u>
②共通仮設費	90%
③現場管理費	90%
④一般管理費等	55%
合計額＝最低制限価格	
※合計額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10の額を、9/10を超える場合は9/10を最低制限価格とする。	

<問合せ先>

富山県土木部管理課入札・契約係
TEL 076-444-3309